

令和5年  
5月1日  
スタート

# 盛岡市 パートナーシップ・ ファミリーシップ制度 始まりました！

盛岡市では、性別等にかかわらず、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、令和5年5月1日から「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始しました。

この制度は、性別や性自認、性的指向にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に支え合うことを約束したお2人が市に宣誓したことを証し、宣誓書受領証を交付する制度です。

性的マイノリティのカップルや事実婚のカップルなどが利用することができます。また、互いの親や子についても家族として宣誓することができます。

## 制度を利用できる方

- 成人（満18歳以上）
- 少なくとも一方が市内在住（市内への転入予定含む）
- 配偶者がいない
- 他の方とパートナーシップの関係にない
- 民法で定められている近親者でない

## 届出に必要な書類

- 宣誓届（指定様式）
- 住民票又は住民票記載事項証明書
- 戸籍抄本
- 本人確認書類 など

## 手続きの流れ

- 1 宣誓日の予約（電話又はメール）
- 2 宣誓日の10日前までに、必要書類を提出
- 3 宣誓日に2人で来庁し宣誓書に署名
- 4 受領証等を交付

### 【問い合わせ・予約】

盛岡市 男女共同参画推進室

〒020-8530

盛岡市内丸12番2号

（市役所本館1階市民協働推進課内）

電話：019-626-7525

メール：djs@city.morioka.iwate.jp

この制度には婚姻制度のような法律上の効力はありませんが、2人の関係が尊重され、自分らしく安心して生きることができるよう市が応援するものです。

詳しい手続きや利用できるサービスはこちらへ

